



第35回定期本部委員会 職場討議資料

【メインスローガン】 団結 創造 実践

JR四国労組の強固な団結力と創造力で、
社会変化に対応した労働運動を實踐し、
この難局を乗り越え明るい未来を切り拓こう！

【サブスローガン】 (案)

- 1 組織力を磨き上げ、安全・安定・安心輸送の確立に取り組もう！
- 2 2022春季生活闘争に勝利し、賃金の引き上げ、生活改善を実現しよう！
- 3 JR連合との連携を強化し、政策課題の解決を図ろう！
議院選挙勝利に向け、組織の総力を結集しよう！
- 4 来たるべき第26回参議院選挙勝利に向け、組織の総力を結集しよう！

定期大会以降の経過について

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 JR産業への影響について

2019年、中国に端を発した新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という)は、世界各国で感染拡大が続いており、厚生労働省の発表によると、2022年1月1日現在の累計感染者数は約2億8千万人、死者数は約543万人に達しました。ワクチン接種に伴い改善の兆しが見えつつありますが、新たな変異株の出現などにより、未だ「パンデミック(世界的大流行)」の収束の目途が立っていない。

となるなど、感染が拡大し続けています。この間、政府は累次にわたり「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」を発出し、不要不急の外出の自粛を求めたことに加え、日常生活においても「新しい生活様式」が定着しています。ビジネスにおいてはテレワークやオンライン会議、Eコマースが普及し、拡大し、生活面ではオンラインショッピングや飲食店のデリバリー、キャッシュレス決済などの非接触・非対面の経済活動が浸透するなど、社会全体の行動変容をもたらしました。一方で、政府は停滞した経済の需要喚起策を講じ、旅行業や飲食業をはじめとする業種を対象に消費喚起を促す「GOTOキャンペーン」や「地方自治体の支援を受けた事業者への影響を受けた事業者への支援を行うための「地方創生臨時交付金」等を活用して取り組みが進められてきましたが、人の往来や外出が増えることにより、感染の再拡大が

よって、感染の再拡大が繰り返されるなど一進一退の状況が続いてきました。こうした状況下、JR産業は最も影響を受けた産業といえます。国鉄改革以降、JRグループは鉄道・バスをはじめ、宿泊、物販、飲食など幅広い事業を展開してきました。また、多くの人が流れてきた付随するサービスも提供していることにより、感染拡大に伴う移動等の制約によって大きな影響を受けることとなりました。JR四国においては2021年度の鉄道運輸収入が対前年比53%の118億円と会社発足以来最低となり、前年比で48%の58億円となり、内訳を見ると定期収入は87%となった一方で、定期外収入は39%と低調となりました。特に本州方面の落ち込みが顕著であり、輸送密度では本四備讃線(宇多津

児島)が44%と大きく、旅行や出張といった県境をまたがるご利用の減少が明らかとなりました。また、ジェイアール四国バスにおいても、2020年度の運輸収入が対前年比24%の8.7億円となり、2021年度上期の運輸収入も対前年比で21%の4.1億円と減り、多くの路線で減便・運休が続き、窓口の臨時休業や短縮営業が実施され、運転や営業に携わる社員は待命休職を余儀なくされました。他のグループ会社においても、利用者の大幅な減少に伴い、一部の店舗や事業部門において営業の縮小等が実施され、一時帰休等の対応が強いられ

このような中、JR四国労組は組合員と家族及びお客様の感染防止策を会社に要請するとともに、組合員の雇用と生活を守るべく丁寧な労務協力を重ねてきました。あわせて、組合行事の実施にあたってはアルコール消毒や検温などの感染防止対策を講じるとともに、状況によっては対面による開催の延期・中止やオンラインでの開催などの対応を行いました。また、JR連合は感染症による危機的状況を踏まえ、2020年10月に「JR産業に関する緊急政策課題の解決を求め、署名活動を実施し、これまでJR連合が取り組んできた署名活動が最も多くなる22万筆余りを集約しました。なお、JR四国労組単独で35,355筆、グループ労組とあわせて37,290筆と、組合員や家族、その他関係する方々のご理解とご協力により、目標を大きく上回る結果を成し遂げることができました。そして、「JR産業に関する緊急政策課題の解決に向けた決起集会」を開催したうえで、厚生労働省、総務省、財務省、国土交

通省への要請行動を順次展開しました。あわせて、コロナ禍で一層厳しい経営状況に置かれているJR二島・貨物の経営自立に向けて、国民民主党や立憲民主党のワーキングチームを通じ要請行動を展開しました。さらに、航空運送やサービス連合と連携し、要請行動を継続しており、直近では2021年12月15日には齋藤国土交通大臣に対して「JRは体力が」と見られがちだが、あると見られるが、各社の経営体力は大きく異なる。短期的にはなく、複数年に亘る長い支援が必要」と訴え、これらを取り組みによって、雇用調整助成金特例措置の延長をはじめ一定の成果を上げてきたと言えませんが、収束までの間は産業への影響が続くことが想定され、JR連合などと連携し、支援を求め活動は継続していかねばなりません。足元では、ワクチン接種が全国的に進み、接種者数は全人口の約8割、1億人を超える状況に至り、2021年10月から政府の緊急事態宣言が全面的に解除されるなど、全国的に感染状況が落ち着いて見えますが、変異株による感染再拡大が進みつつあり、予断を許さない状況が続いています。世界的に見れば、感染症の収束が全く見通せない状況にあるものの、国内の経済・社会活動が再開する動きもあり、とりわけ観光需要の回復が先行しているといえます。ただし、ホテル等の宿泊利用が増加する一方で、行動様式の変容により公共交通機関の利用が伴わない状況も見受けられ、安心利用に対する社会への需要喚起策が一層求められます。

会社は2020年1月31日、社長を対策本部長とした「新型コロナウイルス対策本部」を本総務部内に設置して以降、変異を繰り返した収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に、全社員等の健康状態の把握の取扱い「一社員等の勤務の特例」や「社員等の勤務の特例」等の事務連絡を発出するなどして対応しました。そして、社員等に対する感染防止対策に継続して取り組むこと、出張・外出時の業務内外行動において自覚を持った行動を要請してきました。また、移動需要の減少に伴い、一部特急列車の運転計画を見直し、運休と予讃線の一部の特急列車「しおかぜ」「いしづち」の宇多津駅・多度津駅での分割・併結をしながら対応しました。組合員としてこの間、お客様や組合員への感染防止対策として、列車ドアの自動開閉や、駅窓口及びびわん車両の飛沫感染防止対策を求め、また、順次改善を図ってきました。さらに、接種の加速化を図り感染防止に積極的に対応し、高松診療所においても職域接種が実施されました。組合は、実施にあたり接種日が勤務日である場合の保存休暇の使用や、接種後の副反応が疑われる場合の柔軟な勤務の取り扱い、職域接種を受ける組合員に対する自由席特急券代用証の交付等を要請し改善しました。

会社は2020年1月31日、社長を対策本部長とした「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、勤務時におけるマスクの着用指示や事務所内・車内へのアルコール消毒液

の設置、各窓口での注意喚起ポスターの掲示等、感染防止対策に努めてきました。組合もこの間、車内及び接客窓口におけるお客様や組合員への感染防止対策を求め、車両への抗ウイルス・抗菌加工の実施やカーテン・パーテーションの設置など随時改善を図ってきました。なお、現在においても全便が運行再開するには至っておらず待命休職が継続されています。休業補償については、総合労働協約改訂交渉時と協議し、その都度会社と協議し100%相当額の手当を確保する内容で休業協定書を締結しました。

JR四国労組は、安全の確保が鉄道事業者にとって絶対的に守るべき使命であるとともに、すべての優先する最重要課題であるとの認識のもと、取り組みを強化してきました。そのような中、車両や機器等の故障、落葉期や中心予讃線及び土讃線などでの空転・滑走など輸送障害が毎年のように繰り返しの発生しています。幸いにも今年度お客様への被害はありませんでしたが、一部間違えれば重大な事故につながる恐れのある事象については、安全運行に対する信頼を失墜させかねない重大な事象と捉え、会社に原因究明と実効性ある再発防止策を明らかにするよう申し入れを行いました。また、昨年8月の台風・長雨対応における課題や問題点などについても会社と協議を行いました。

組合からは強い要請に応えるかたちで、会社は「振り返り」会議を開催し、対応についての検証を行い、課題等を取りまとめることにも、対策について整理しました。さらに、社員の安全が

守れずしてお客様の安全は守れないとの認識に立ち、グループ会社や協力会社も含めて傷害事故防止の観点から職場環境整備を求めました。9月2日深夜、松山運輸所車両基地において入区した車両から降車しようとした運転士が、足を踏み外し転落し頭部を負傷するという傷害事故が発生しました。組合は、発生した後も松山運輸所車両基地における車両降車時の安全確保について申し入れを行いました。傷害事故の発生を受け、必要な対策を早急に講じようとして会社からは「現在固定式昇降機の設置を進めており、現場の声を反映した対策を実施する」と旨の回答がありました。その他、傷害事故件数は高止まりしている課題もコロナ禍における課題も背後要因として懸念されることから、コミュニケーションの充実を念頭に、対策強化に向けて、機会を捉えて会社と協議を続けてきました。

そして、組合は、経営協議会や労務窓口を通じ、さらなる安全性の確保に向けた検査体制の確立や方法の見直し、ハード対策の導入を含めた実効的対策の継続実施を訴えるとともに、「安全最優先」の企業風土・安全文化を醸成させるため、労使で協力しながら安全・事故防止に関する諸問題の解決・改善に向け徹底した議論を行いました。

1 総合労働協約の改訂等について
本部は、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方の確認と昨年度までの未解決事項を中心に、各支部より提出された要求事項を精査し、昨年8月12日、「総合労働協約改訂等」について申

労働条件の維持・改善について

本部は、第1回業務対策委員会において、基本的な考え方の確認と昨年度までの未解決事項を中心に、各支部より提出された要求事項を精査し、昨年8月12日、「総合労働協約改訂等」について申

援実施に向け、組織の総力を挙げ活動してきました。特に昨年JR連合とともに取り組んだ「JR産業に関する緊急政策課題の解決を求め署名」も功を奏し、新たな支援のための法改正にも「四国における新幹線整備の検討」や「税制特例措置の維持」が盛り込まれたからJR四国に対しては5年間で1,025億円の支援が実施されています。

◆税制特例措置の具体的な内容
【二島特例を5年延長】北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る課税標準を1/2とする軽減措置を5年延長

【承継特例を5年延長】北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る課税標準を1/2とする軽減措置を5年延長

(3) 四国への新幹線導入に向けた取り組みについて
四国の新幹線導入に向けて、2017年に四国4県や経済界等からなる「四国新幹線整備促進期成会」が設立され、国への要望活動や決起大会の開催など、新幹線の実現に向けた取り組みが精力的に行われており、また、「四国における鉄道ネットワークのあり

方に関する懇談会Ⅱ」が2019年10月に公表した中間整理においても、「新幹線を骨格とした持続可能な公共交通ネットワーク」を構築するとうる将来像が示されました。JR四国労組も、持続可能な公共交通ネットワークを構築するためには四国への新幹線の導入が不可欠であるとの認識に立ち、「四国の鉄道を考えて」の国会議員連絡会」に所属する国会議員をはじめ、各方面に様々な機会を通じて四国への新幹線導入の必要性を訴えてきました。

(4) ジェイアール四国バスにおける課題解決について
JR連合は、2016年の軽井沢スキーバス事故後の再発防止対策の推進をはじめとする安全性向上や「改善基準告示」の見直しによるバス運転者の働き方改善など、魅力あるバス産業の実現に向け、JR連合自動車連絡会が中心となって取り組んできました。

2 調査活動の充実・強化に向けて
JR連合は「中期労働政策ビジョン(2019-2023)」で設定した賃金目標や、世間水準等との比較・検証を行い今後の賃金政策議論に反映すべく、昨年9月に全組合員を対象とした「JR連合各28機関の協力のもと取り組む」とも、10月にはJRバス関係労働者を対象に「第8回JRバス関係労働者における賃金・労働条件実態調査」に自動車支部組合員との協力も取り組みました。(回収率：JR四国96%、ジェイアール四国バス82%)

また、連合関係では「経営に関する労使協議」についてのアンケート調査等、各種調査にも協力しました。

1 教育活動について
教育担当者会議について
昨年8月17日に教育担当者会議を開催し、2020年度の取り組み経過を報告するとともに、2021年度の大会方針に基づいた「ユニオンスクール」を柱とする具体的な教育活動実施計画等を決定しました。

2 ユニオンスクール
「フレックスマンコース」
昨年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年1泊2日で開催していた日程を1日に短縮し、2回に分けて開催することとしました。

1 教育活動について
昨年8月17日に教育担当者会議を開催し、2020年度の取り組み経過を報告するとともに、2021年度の大会方針に基づいた「ユニオンスクール」を柱とする具体的な教育活動実施計画等を決定しました。

また、「連合関係では「経営に関する労使協議」についてのアンケート調査等、各種調査にも協力しました。

2 広報活動について
① 昨年8月17日に教育担当者会議を開催し、2020年度の取り組み経過を報告するとともに、2021年度の大会方針に基づいた「ユニオンスクール」を柱とする具体的な教育活動実施計画等を決定しました。

② 「JR四国労組新聞」を8回発行し、情報共有化に努めました。

③ 団体交渉等速報性が求められる情報について「JR四国労組ニュース」を16回発行しました。

④ ジェイアール四国バスとの団体交渉等の情報について「自動車支部ニュース」を6回発行しました。

1 政治関係について
第49回衆議院選挙の取り組み結果について
JR四国労組は、昨年の第49回衆議院選挙において推薦候補者8名を決定し、全員当選に向けて各県協を中心に総力を挙げて取り組んだ結果、最重点候補の小川淳也氏、重点候補の玉木雄一郎氏、白石洋一氏の当選を果たすことが出来ました。

⑤ JR四国労組ホームページに「JR四国労組ニュース」「自動車支部ニュース」「JR四国労組新聞」「プラ」等迅速に掲載し、タイムリーな情報提供に努めました。

⑥ JR連合新聞やJR連合ニュースを配布し、JR連合の取り組みについて情報共有を図りました。

⑦ 「ACCESS」の「月刊「連合」」等の配布を行い、情報の共有化を図りました。

【重点候補】
【愛媛県協推薦候補者】友近 聡朗 (愛媛1区・立憲民主党) 次点
【石井 智恵】 (愛媛2区・国民民主党) 次点
【白石 洋一】 (愛媛3区・立憲民主党) 比当
【重点候補】
【徳島県協推薦候補者】中野 真由美 (徳島2区・立憲民主党) 次点
【高知県協推薦候補者】武内 則男 (高知1区・立憲民主党) 次点
【重点候補】
【広島県協推薦候補者】田中 一 (高知2区・立憲民主党) 次点
【重点候補】

(1) 「JR連合国会議員懇談会」
「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」について
JR連合の抱える政策的・組織的課題の解決に向けて「JR連合国会議員懇談会」を中心に課題認識の共有化を図る等認識の共有を強化してきました。昨年12月14日には第78回国会議員懇談会を開催し、伴野豊衆議院議員を副会長に選出し、新たな体制を構築しました。

(2) 「JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」の活動について」
JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」は、四国における総合交連体の確立や様々な政策課題の解決を目指す国会議員に賛同いただき活動を展開してきました。

(3) JR四国グループ労働組合連合会について
昨年12月17日、夕風の湯HOTEL「花樹海」において「第27回定期大会」を開催し、執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

2 共働関係について
連合・交通労協について
今年度も連合四国プロジェクトが提唱する会議、諸行動や「連合・愛のカンパ」など、多くの連合運動に参画し運動を展開してきました。

(1) JR連合の抱える政策的・組織的課題の解決に向けて「JR連合国会議員懇談会」を中心に課題認識の共有を強化してきました。昨年12月14日には第78回国会議員懇談会を開催し、伴野豊衆議院議員を副会長に選出し、新たな体制を構築しました。

(2) JR連合の抱える政策的・組織的課題の解決に向けて「JR連合国会議員懇談会」を中心に課題認識の共有を強化してきました。昨年12月14日には第78回国会議員懇談会を開催し、伴野豊衆議院議員を副会長に選出し、新たな体制を構築しました。

(3) JR四国グループ労働組合連合会について
昨年12月17日、夕風の湯HOTEL「花樹海」において「第27回定期大会」を開催し、執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

レクリエーション・サークル活動の取り組みについて
サークル協議会運営委員会等について
昨年8月17日に「サークル協議会運営委員会」を開催し、2020年度の取り組み経過と2021年度の行事予定について、確認・検証を行いました。また、本部署が運営しているサークル協議会運営委員会等について、より充実した活動を行うべく、各級機関においてそれぞれ行事を行うことを確認しました。

(1) サークル協議会運営委員会等について
昨年8月17日に「サークル協議会運営委員会」を開催し、2020年度の取り組み経過と2021年度の行事予定について、確認・検証を行いました。また、本部署が運営しているサークル協議会運営委員会等について、より充実した活動を行うべく、各級機関においてそれぞれ行事を行うことを確認しました。

(2) ゴルフ大会について
昨年11月30日に徳島県美馬市「四国カントリークラブ」において、組合員76名参加のもと「第31回ゴルフ大会」を開催しました。

(3) ドッジボール大会について
昨年12月12日には香川県三豊市「三豊市豊中町体育館」において、「第10回ドッジボール大会」を開催しました。組合員108名とその家族が参

加のもと新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、組合員同士の交流を深めました。「第10回ドッジボール大会成績」
・優勝 愛媛支部チーム
・準優勝 徳島支部チーム
・3位 香川支部Aチーム

福祉・共済事業活動の取り組みについて
組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が必要とされています。そのため、JR四国労組の取り組みを各種共済について継続的に周知活動を行ってまいりました。

◆当面の活動方針
※「はじめに」・「私」たちを取り巻く情勢」省略

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・環境変化に
感染症の収束が見通せない中、すべての組合員の安全と雇用を守るためには、職場の安全衛生の確保及び会社の事業運営の継続に取り組まなければなりません。労使が一体となってこの難局を乗り切るべく、直面する課題を共有するとともに、現場目線に立った労使協

「安全・安定輸送に向けた取り組み」について

JR四国は2021年度事業計画において、2031年度の経営自立に向け、持続可能な経営体制の構築を目指す

安全・安定輸送に向けた取り組みについて

不安・将来不安を払しょくし、景気を安定的に回復させるうえで、経済政策、補正予算、2022年度予算による政策の下支えが重要である

2022春季生活闘争と労働条件改善の取り組みについて

1 2022春季生活闘争を取り巻く情勢について

不安・将来不安を払しょくし、景気を安定的に回復させるうえで、経済政策、補正予算、2022年度予算による政策の下支えが重要である

2 連合の取り組みについて

1 2022春季生活闘争を取り巻く情勢について

進めません。政府が進める「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを、実効性を高めます

3 賃金水準闘争を強化していくための取り組み

2 連合の取り組みについて

具体的要求項目

1) 賃上げ要求

2) 賃上げ要求

引き上げることなどをめざし、「分配構造の転換」に

2) 男女間賃金格差及び生活関連手当支給基準の是正

3) 初任給等の取り組み

6) 人材育成と教育訓練の充実

3) 運動の両輪としての「政策・制度実現の取り組み」

3) 運動の両輪としての「政策・制度実現の取り組み」

努力を重ね、異字化をめざしてきました

1) 改正女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動

1) 改正女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動

はじめ、あらゆる関係主体に対してJR産業の窮乏を訴え、雇用と経営維持に必要となる各種経営支援措置を求めました

2) 賃上げ要求

2) 賃上げ要求

1) J R各単組
2021年度「第28回賃金実態調査」結果によると、中期労働政策ビジョンで設定した「上位目標賃金」(全産業1千名以上、男子高卒、第3四分位)には、J R東海ユニオンは全年齢ポイントで到達し、J R西労組は30歳以下と50歳以上で到達していません。

また、「到達目標賃金」(全産業1千名以上、男子高卒、中位数)には、J R九州労組は30歳以下と50歳以上で到達しておらず、J R四国労組は全年齢ポイントで到達していません。

なお、J R北労組、J R Eユニオン、貨物鉄道労については、母体数を一定確保している年齢ポイントで見ても、それぞれ「必達目標賃金」には到達していない状況となっています。

2) グループ労組
2021年度「第19回賃金実態調査」結果によると、中期労働政策ビジョンで設定した「必達目標賃金」(各産業における100〜999名規模、男性、第1四分位)には、工務の30歳・35歳・40歳ポイント、一般の25歳・30歳・35歳・40歳ポイントで到達していますが、その他の分科会は全年齢ポイントで到達していません。

③ 要求の根拠
1) 連合構成組織として、連合方針に準拠した闘いの展開
2) 中期労働政策ビジョンで設定した必達目標賃金と実態との乖離を踏まえた、「働きの価値に見合った水準」への引き上げ

3) 労働者への適正な利益還元や労働の価値の再評価を通じた分配構造

の是正
4) 労働諸条件の改善を通じて、仕事に対するモチベーションの維持・向上

④ 具体的な要求内容賃金諸元
1) 平均賃上げ方式 J R各単組
2) 2021年9月25日現在の賃金諸元(J R連合賃金実態調査による)平均基準内賃金 303,478円
3) 4歳、定昇相当分(35・2歳)
4) 1年1歳間差額 4,958円
5) 20歳以上の1歳あたり賃金上昇額

⑥ 賃金要求項目の集中化
1) 月例賃金を構成する諸手当の新設・増額や支給対象範囲の拡大を図ります。
2) 時間外労働等割増賃金率について、連合の目標(時間外50%、休日100%)達成を早期に図ります。

⑦ 有期・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑧ 育児・介護休業法の向上
1) 育児・介護休業法の向上
2) 育児・介護休業法の向上

⑨ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑩ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑪ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑫ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

と均等待遇・均衡待遇確保の観点から取り組みます。

(4) 総合生活改善(ワーク・ライフ・バランス実現)及び政策・制度に関する要求について
① 基本的な考え方
中期労働政策ビジョンの提言に基づき、総合生活改善の観点から、労働時間や休日、休暇、育児・介護・治療支援制度、福利厚生といったあらゆる労働条件について検証し、改善を図る取り組みを徹底します。また、政策・制度実現の取り組みを、労働条件改善の取り組みとともに運動の両輪として推し進めることとします。

② 個別賃上げ方式
2021年9月25日現在の賃金諸元(J R連合賃金実態調査による)平均基準内賃金 296,011円
2) 29歳・男子・高卒・標準労働者層(回帰値) 296,011円
③ 賃金要求項目の集中化
1) 月例賃金を構成する諸手当の新設・増額や支給対象範囲の拡大を図ります。
2) 時間外労働等割増賃金率について、連合の目標(時間外50%、休日100%)達成を早期に図ります。

④ 育児・介護休業法の向上
1) 育児・介護休業法の向上
2) 育児・介護休業法の向上

⑤ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑥ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑦ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑧ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑨ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

減、時間外労働の削減(長時間労働の是正)
年間総実労働時間1,800時間を目指します。

① 時間外労働に対する割増賃金率について
法定割増賃金率からの引き上げを求めます。特に、適用猶予されている中小企業においても、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率150/100以上への引き上げを図ります。

② 勤務時間インターバル制度(原則11時間)の導入について、職場の実態を踏まえた労使協議を進めます。
③ 労働者の健康確保の観点から、労使協議を通じて、すべての労働者の実労働時間を客観的な方法で把握する仕組みの導入や、労働時間把握の適正な運用を確保するルール策定、月45時間を超える、かつ疲労が蓄積した労働者に対する医師による面接指導の実施に取り組みます。

④ 育児・介護休業法の向上
1) 育児・介護休業法の向上
2) 育児・介護休業法の向上

⑤ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑥ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑦ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑧ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

⑨ 労働時間・短時間・契約等労働者に関する要求(雇用形態間格差の是正)
有期・短時間・契約等労働者の労働条件の向上

法に基づく事業主行動計画策定に労使で取り組みます。その際、職場の状況を十分に把握・分析した上で、必要な目標や取り組み内容を設定します。

① 事業主行動計画が着実に進展しているか、労働組合としてPlan・Check・Do(実行)・Action(改善)に積極的に関与します。

② 2022年4月1日から、事業主行動計画策定や情報公表義務が101人以上の事業主に拡大されることを見据え、企業規模にかかわらず、事業主行動計画の策定に取り組みます。

③ 事業主行動計画の内容の周知徹底はもとより、改正女性活躍推進法や関連する法律に関する学習会等を開催します。

④ あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み
a) ハラスメント対策関連法(改正労働施策総合推進法等)で定めるハラスメントの措置(防止措置)や配属(望ましい取り組み)について労使協議を行います。

⑤ セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ケア(育児・介護)・ハラスメントの防止措置の実効性が担保されているか検証します。また、パワー・ハラスメントやカスター・ハラスメントを含めて、あらゆるハラスメントを

⑥ 改正女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定に労使で取り組みます。その際、職場の状況を十分に把握・分析した上で、必要な目標や取り組み内容を設定します。

⑦ 事業主行動計画が着実に進展しているか、労働組合としてPlan・Check・Do(実行)・Action(改善)に積極的に関与します。

⑧ 2022年4月1日から、事業主行動計画策定や情報公表義務が101人以上の事業主に拡大されることを見据え、企業規模にかかわらず、事業主行動計画の策定に取り組みます。

⑨ 事業主行動計画の内容の周知徹底はもとより、改正女性活躍推進法や関連する法律に関する学習会等を開催します。

⑩ あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み
a) ハラスメント対策関連法(改正労働施策総合推進法等)で定めるハラスメントの措置(防止措置)や配属(望ましい取り組み)について労使協議を行います。

⑪ セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ケア(育児・介護)・ハラスメントの防止措置の実効性が担保されているか検証します。また、パワー・ハラスメントやカスター・ハラスメントを含めて、あらゆるハラスメントを

4 JR四国労組の2022春季生活闘争方針について

① 基本的な考え方について
JR四国労組の2022春季生活闘争は、連合、JR連合の方針を基本に、定期昇給の確保と賃金の引き上げ、時短、制度政策要求等、総合生活改善闘争として取り組むこととします。

② 要求の根拠
① キーワーカーとして働きたいの持てる目標賃金水準へ到達するため、
② 厳しい経営環境の中、これを超える組合員の努力に応えるため
③ 働く組合員が意欲を持って日々の業務を遂行できる環境の創出のため
④ グループ労組の賃金改善に向けて相乗効果を図るため
⑤ 準組合員（エキスパート社員・契約社員）の賃金、労働条件の改善を図るため

③ 具体的な要求内容について
JR四国労組は、JR連合「中期労働政策ビジョン(2019-2023)」が掲げる目標賃金(上位目標賃金・必達目標賃金)を受け、我々の目指す「必達目標賃金」(全産業1千名以上の中位数)の達成に向け賃上げの闘いを展開してまいりましたが、未だ到達していません。こうした状況を踏まえ、こうした状況を踏まえ、月例賃金の改善を基本に、定期昇給の確保を絶対条件として賃金の引き上げを求めます。

2022春季生活闘争の要求方式は平均賃上げ方式とし、定期昇給の確保を絶対条件に、総合生活改善や格差是正の観点に立つて、賃金をはじめ

安全・安定輸送や良質なサービスの提供は、グループ会社や協力会社等によって支えられていると言っても過言ではありません。一方で、JR各社とグループ会社、協力会社等の労働条件を比較すると、そこには格差が存在しています。また、グループ会社や協力会社等においても離職が進行していることから、この傾向が継続すれば近未来的に人材や産業が劣化していく危険性を孕んでいます。

① 方針決定
第34回中央委員会において決定します。

② 要求書提出
JR各単組は、それぞれの機関手続きを経た後、速やかに要求書を提出することとし、提出期限は2月14日までとします。またグループ労組は、可能な限り、2月28日に一斉に要求書の提出を行うこととします。

③ 交渉
JR各単組は、次項に設定するヤマ場での回答を引き出しに向け、精力的に交渉に臨むこととします。またグループ労組は、エリア連合と連携し、交渉及び妥結の早期化に取り組みます。

④ ヤマ場と回答指定日
JR各単組は、連合が設定した回答ゾーンでの回答を引き出しに向けて取り組まします。なお、ヤマ場の設定については、連合が設定した先行組合回答ゾーン「3月14日～18日」を念頭に置きつつ、春闘全体の状況等を勘案した上で、JR連合執行委員会にて決定します。

グループ労組については、連合が設定した3月内決着集中回答ゾーン「3月21日～31日」を念頭に、交渉・妥結の集中化を図ります。なお、妥結については、原則年度内、可能な限り4月中決着を目指して取り組みます。

⑤ 賃金諸元の開示
連合方針に基づき、ヤマ場に向けた相場形成の一翼を担う立場から、連合(及び共闘連絡会議)の求めに応じて平均基準内賃金や定期昇給相当額

(賃金カーブ維持相当分)などの賃金諸元を開示・報告します。なお諸元が確定しない場合などは、昨年実績や想定値などによる算出を検討します。

⑧ 具体的な運動展開について
① JR各単組・グループ労組共通の取り組み
1) 安全衛生・政策活動との連携・強化
i 最重要課題である安全の確立に向けた取り組みを強化すると同時に、安全衛生委員会などの活性化を図ります。
ii 春季生活闘争の取り組みにあわせ、JR産業界に関わる緊急政策課題の解決に向けた取り組みを強化します。

2) 春季生活闘争と組織強化・拡大の取り組みを効果的に組み立て、未組織労働者の組織化に取り組むこととします。

3) 「JR連合NEW S」2022春季生活闘争のタイムリーな発行
加算各単組の要求内容に交渉状況、妥結内容等については「JR連合NEW S」2022春季生活闘争を発行し、JR連合ホームページに掲載するなど、タイムリーな情報発信に努めます。

4) 各地協・県協・エリア連合・単組における全組合員参画の運動の強化
i 2022春季生活闘争における社会的課題の周知をはじめ、全組合員での課題認識の共有化など、各単組のあらゆる取り組みを強化します。
ii 組合員の闘争方針の理解促進と参画意識を高め、産別・単組の求心力を高めるために、運動としての春季生活闘争を強化します。具体的には、Web等を活用したJR連合各地協・県協・エ

ア連合・単組の決起集会や、討議資料を活用した学習会の開催など、創意工夫を凝らした取り組みを展開します。

iii 運動の担い手が世代交代している現状を踏まえ、運動の継承を図るべく、教育という観点から春季生活闘争の意義、目的等を伝える機会としていくこととします。

② グループ労組の取り組み
1) 支援体制の強化
要求策定及び交渉にあたっては、JR連合及びエリア連合からの支援体制を強化します。具体的には、以下について取り組みます。
i エリア連合及び各単組は、各種資料(グループ労組春季生活闘争の手引き)「2022春季生活闘争 中小労組元氣派宣言」「グループ労組活動虎の巻」等」を活用した学習会等を企画・開催し、講師派遣等で交渉を支援します。
ii グループ各社の労使の一層の理解と浸透を図るため、春季生活闘争時期にあわせて「労使対話行動」に可能な限り取り組みます。

2) 労働諸条件調査のフィードバック
グループ各社の労働諸条件調査(基調)「グループ労組労働条件比較表」を作成し、グループ労組の要求・交渉に反映させます。

3) 決起集会の開催
JRグループ労組連絡会主催により、「JRグループ労組連絡会2022春闘総決起集会」を開催し、春季生活闘争勝利に向けた意思統一を図ります。

いかに確認
不合理な待遇差がある場合は、待遇差を是正
・ 有期・短時間労働者の組合加入とその声を踏まえた労使協議の実施
・ 有期・短時間労働者への待遇に関する説明の徹底
・ 派遣労働者に関する取り組み
・ 正規雇用労働者と派遣労働者の労働条件・待遇差の確認
・ 派遣先均等・均衡待遇が可能な水準での派遣料設定や派遣元への待遇情報の提供など、事業主に対する必要な対応を求める
・ 食堂・休憩室・更衣室などの福利厚生施設について、派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は是正を求める

5) ワークルールの取組み
i 改正労働基準法に関する取り組み
時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等の職場への定着を図るため、①36協定の締結・点検・見直し(限度時間を原則とした締結、休日労働の抑制、過半数労働組合・過半数代表者のチェック等)および締結に際しての業務量の棚卸しや人員体制の見直し、②すべての労働者を対象とした労働時間の客観的な把握と適正な管理の徹底、③年次有給休暇の100%取得にむけた計画的付与の導入等の労使協議の実施および事業場外みなしや裁量労働制の適正な運用にむけた取り組み(労使協定・労使委員会、健康・福祉確保措置の実施状況、労働時間の状況の点検)の徹底を図ります。
ii 障がい者雇用に

① 月例賃金の安定確保に向けた賃金体系の見直し
コロナ禍において、月例賃金総額に占める勤務実績に応じた手当の比重が高い業種では、月例賃金が大きく減少するといった課題が顕在化したことを踏まえ、そうした単組においては、勤務実績に応じた手当を縮小し、その原資を基本給に組み込むなど、非常時であったも月例賃金が安定的に確保できる賃金体系の見直しに取り組むこととします。

② 泊勤務や夜間作業をはじめとした特殊勤務の縮減
社会変容を見据えた終電列車の繰り上げをはじめ

めとする列車ダイヤの見直し等を踏まえ、行路・交番や勤務ダイヤの見直しを通じた泊勤務の縮減や夜間作業における作業時間の確保の他、拡大間合い工事の推進による縮減に取り組むこととします。

③ テレワークの推進
テレワークは、JR各社や一部のグループ会社ではすでに制度化されていますが、通信環境や費用負担の問題、労働時間管理の在り方など様々な課題が顕在化したことを踏まえ、連合の取り組み方針も参考にしながら、ワーク・ライフ・バランス実現の観点からも、制度の拡充や対象者の拡大に取り組むこととします。

④ 社員教育や研修等におけるオンラインシSTEMの活用推進
オンライン各種研修が自宅や職場で受講できる研修形態へシフトすることで、昇進意欲を持つすべての社員が、個々人の置かれた事情に関係なくキャリアステップをめざせる環境の整備に取り組むこととします。

⑥ JR産業界に内在する様々な分配構造の歪みの是正を通じた、グループ全体で生み出した付加価値の適正分配に向けた取り組みについて
JR産業界は、JR各社を中心にグループ会社や協力会社等、サプライチェーンの中に多くの企業が存在し多層構造化しています。現在では連結決算が業績評価の重要な指標となるなど、グループ会社や協力会社等が果たすべき役割が重要なものとなつてきています。そしてJR発足以降、鉄道事業を中心に業務の委託化を推進してきたことで、JR産業界の社会的使命である

とする労働諸条件の改善原資として、月例賃金総額2%相当分を求め、そのうち1,000円を目安に純ベアとして要求していくこととします。

また、エキスパート社員及び契約社員の賃金引き上げについては、均等待遇・均衡待遇確保の観点から、雇用形態間格差の是正を目指し、契約更新時期(10月)に無期雇用者も含めて要求します。

一方、JR四国の夏季手当については、賃金要求項目の集中化を図ることを目的に、これまで春闘時に同時要求することとしていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し危機的状況が継続していることを踏まえ、会社の経営実績及びJR他社や世間相場等の動向を見極めるべきと判断し、要求時期については執行委員会にて議論し決定することとします。

(4) 労働時間短縮の取り組みについて
労働時間の短縮については、今日まで具体的な要求を申し入れて取り組んできましたが、JR四国を取り巻く厳しい経営環境の中で解決に至っていません。引き続き以下の要求を中心に取り組んでいきます。

- ① 今後の労働時間短縮についての実施計画
- ② 当面、年間休日120日
- ③ 36条協定における時間外労働時間の抑制
- ④ 年次有給休暇・保身休暇をはじめ各種休暇制度の拡充・改善
- ⑤ 就業規則等の制度改善の取り組みについて

就業規則等の制度改善は、昨年の総合労働協約改訂交渉での下記の未解決事項を中心に、2022

2春季生活闘争においても粘り強く改善を求め要求してまいります。

① B単価、C単価、F単価等の改正について
② 55歳以上の基本給改善及び雇用制度全般のあり方について

③ 配偶者出産及び看護休暇並びに介護休暇の有給化や制度の改善について
④ 育児等に関する諸制度の拡充について

⑤ 技能手当・職務手当等の新設及び改善について
⑥ 準組合員(エキスパート社員)の多様な勤務制度の新設・拡大及び処遇改善について

⑦ 準組合員(契約社員)の諸制度の改善について
(6) 要求と回答引き出しの日程設定
① 要求提出
2月14日(月)までに要求書を提出することとします。

② ヤマ場と回答指定日
連合が設定した先行組合回答ゾーン(3月14日〜3月18日)を念頭に、回答引き出しに向け取り組みます。

会社は2021年度事業計画において「当社を取り巻く環境は、さらなる少子高齢化や人口減少、労働環境の変化等に加え、収束の見えない感染症による移動需要の減少、感染症収束後の社会変化等、非常に厳しいものがある。このような経営環境においても中期経営計画の最終年度である2025年度の数値目標を達成するため、過去に例のない変革への道を、グループ一体となりスピード感を持って歩むという決意、その先にある明るい未来に向かうという奮闘を持って、各種課題の解決を図っていくこととする」としています。

さらに、2021年度中間決算では「新たに講じられた支援措置を最大限活用し、省力化・省人化による生産性向上施策を進めるとともに、鉄道運輸収入の安定的な確保、非鉄道事業における最大の収益拡大に向け、グループ一体となって各種課題の解決を図っていく」としています。

JR四国労組も、雇用と安全の確保を前提に、労働組合としてのチェック・提言機能を発揮しつつ、事業計画を共有化する立場から取り組みの強化を図ります。

7 2022年度夏季手当等の取り組みについて
JR四国を取り巻く経営環境は、コロナ禍の長期化による危機的状況が依然として続いていることに加え、対抗輸送機関との競争、人口減少や少子高齢化のさらなる進展など、引き続き厳しいことが想定されます。しかし、期末手当は住宅ローンや教育費など生活費に占める割合が非常に大きく、組合員の生活には欠

かせません。よって、日々の「安全・安定輸送」、収入確保への取り組み、組合員の強い期待感やその努力に報いるためにも、会社の経営実績及びJR他社や世間相場等の動向を見極めながら執行委員会等において議論し、要求することとします。

8 ジェイアール四国バスの労働条件改善等の取り組みについて
(1) 安全・安心輸送に向けた取り組み
ジェイアール四国バスは、2021年度の事業計画において「お客様から信頼され、安心して選択して頂けるバス事業者の要件としては、断トツの安全輸送とお客様の目線に立った接客サービス提供が欠かせない」という認識のもと、全社員が「安全綱領」を自分自身のものとしてプロ意識に徹し、引き続き安全・安心運転の推進に向け、ハード・ソフトの両面から取り組んでいく」としています。

JR四国労組も「安全の確保」は輸送業務に携わる私たちにとって最大の使命である」との認識のもと、組合員一人ひとりが自らの職責を自覚し、悲惨な事故を起こさない強い決意で取り組みの強化を図るとともに、支部・分会と連携し「安全へのチェック・提言機能」を強化する運動を展開します。また、安全衛生委員会等を活用し労働災害の撲滅に向け取り組みます。

2022春季生活闘争の取り組みについて
2022春季生活闘争の取り組みは、基本的に連合・JR連合の方針に踏襲しますが、取り巻く

社会情勢や会社の経営状況などを見極め、本部委員会の決定を受け、執行委員会にて意思統一を図ります。

(3) 賞与等の取り組みについて
夏季賞与等の取り組みは、会社の業績と組合員の期待感、生活実態を踏まえ、世間相場の動向等も勘案しながら、業務委員会にて議論し要求します。

(4) 職場環境改善の取り組み
職場環境改善に向けた取り組みは、そこで働く組合員にとって大変重要な問題であることから、支部・分会と連携しながら諸問題の解決に向け取り組みます。

また、最終目標である「二企業一組合」達成のためには、私たちが主体性を持って運動を展開していかねばなりません。このような状況を踏まえ、引き続き国労の動向も見極めながら、組織拡大の取り組みについて判断するとともに、自らの組織強化にも取り組んでいくこととします。

2 組織の充実・強化の取り組みについて
組合員に対し、あるべき労働組合像に基づいた組織運営等を継承するために、以下、具体的取り組みを行います。

(1) 組織対策委員会の活用
本部組織対策委員会を適時開催し、目的達成に向けた具体的な取り組みを検討するとともに、あらゆる機会を活用し情報収集・分析・検討を重ね、各級機関との合意形成を図ります。

(2) 拡大分会長会議(春闘討論集会)の開催
2月下旬から3月中旬を目処に各県協において開催し、2022春季生活闘争をはじめとする当面する取り組みについて意思統一を図ります。

(3) 職場対話行動及び地区集会の開催
本部・支部・分会の連携強化により、各職場における問題点の把握、さらには当面する諸課題について地区集会等で討論を行い合意形成に努めます。

(4) 出向組合員への対応
各支部主催による出向組合員対話集会を開催し、情報共有化、諸課題の解決に向けて取り組みます。

(5) 分会組織の活性化・未加入者の組織化に向けた取り組みについて

運動の原点である分会組織の活性化及び充実・強化に向けて、準組合員(エキスパート社員及び契約社員)を含む対話集会及び学習会の開催など支援体制の強化を図ります。さらに、中途採用者を含む未加入者に対して、きめ細やかな対応を行い、加入促進を図ることとします。

(6) 新規採用者に対する組織拡大の取り組み及び歓迎会の開催
新規採用者及び社員登用者の全員加入に取り組みむとともに、加入後のフォローアップ体制を充実していきます。

また、各支部主催による加入歓迎会を支援するとともに、配属先となる各支部・分会においても新入組合員の不安解消に向けた取り組みを実施します。

さらに、自動車支部においてもタイムリーな学習会及び歓迎会を開催します。

3 民主化闘争への取り組みについて
民主化闘争の最終目標は、革マル派浸透問題を解決することによってJR労働運動の分裂状況に終止符を打ち、JR連合への総結集を図ることにあります。この間、JR東労組の組織瓦解により、民主化の闘いが新たな局面を迎えた中、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等への対応は健全な労働組合・労使関係の必要性を再認識する機会となりました。引き続き、真に民主的な労働組合の必要性を内外に訴え、JR労働界の一元化を実現するため、JR連合・当該単組・支援単組が三位一体となった取り組みを展開していく必要

があります。

JR四国労組は支援単組として、これまで同様に民主化闘争の取り組みを継続するとともに、「JR産業に集うすべての仲間」のJR連合への総結集の実現に向けてJR連合との連携を強化していきます。具体的には「JR連合組織担当者会議への参加」による情報共有化、当該単組と連携を図りながら「民主化闘争強化連帯行動」として、当該エリア・単組の活動に参画・交流し、組織拡大の取り組みを支援していきます。

4 JR四国労組退職者連絡会について
JR四国労組は、退職者連絡会の運営を円滑にするために、幹事会を支援するとともに、必要な事務手続きについて取り扱っていくこととします。

JR四国労組運動の礎を継承していくため、次世代を担う立場としての責任と自覚を胸に持ち、将来を切り拓く運動を創るとともに、次のリーダーを発掘・育成するという重要な任務があります。さらには、従来のやり方に固執せずニューノーマルな活動に向け、青年女性会議の組合員一人ひとりが強い自覚と責任感を持ち、自ら「考え・学び・行動」できる明るく魅力ある組織体制を構築しなければなりません。

引き続き、本部・支部・分会活動へ積極的に参画するとともに、青年女性組合員ならではの柔軟な発想力と行動力で組織の強化に向けて「明るく・楽しく・元気よく」ステッ

プアップすることを目指します。なお、中止した「冬季レクレーション2022」については、感染状況を見極めながら、開催に向けて引き続き検討します。

男女平等参画推進の取り組みについて
JR連合の「男女平等参画推進計画」及び「第3次男女平等参画行動計画」で掲げる課題等の解決や目標の達成に向け、3月に開催予定のJR四国労組「男女平等参画推進委員会」で男女ともに働きやすい職場づくりに向けた議論を行い、改善につなげます。

1 政策課題の解決に向けて
2021年度からの新たな経営支援策等を踏まえ、諸課題の解決や政策の実現に向け、「JR連合国会議員懇談会」及び「21世紀の鉄道を考えるJR四国労組」並びに議員フォーラム」を通じてJR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」等との連携をさらに強化し、組織を挙げて取り組んでいくこととします。

① JR四国の経営自立に向けた取り組み
② 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組み
③ 四国への新幹線導入に向けた取り組み
④ ジェイアール四国バスにおける課題解決
⑤ JR関係労働者にとつてあるべき働き方の実現に向けた取り組み
⑥ 「交通重点政策2021」の具現化に向けた取り組み
⑦ 交通政策基本法の

① JR四国の経営自立に向けた取り組み
② 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組み
③ 四国への新幹線導入に向けた取り組み
④ ジェイアール四国バスにおける課題解決
⑤ JR関係労働者にとつてあるべき働き方の実現に向けた取り組み
⑥ 「交通重点政策2021」の具現化に向けた取り組み
⑦ 交通政策基本法の

① JR四国の経営自立に向けた取り組み
② 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組み
③ 四国への新幹線導入に向けた取り組み
④ ジェイアール四国バスにおける課題解決
⑤ JR関係労働者にとつてあるべき働き方の実現に向けた取り組み
⑥ 「交通重点政策2021」の具現化に向けた取り組み
⑦ 交通政策基本法の

① JR四国の経営自立に向けた取り組み
② 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組み
③ 四国への新幹線導入に向けた取り組み
④ ジェイアール四国バスにおける課題解決
⑤ JR関係労働者にとつてあるべき働き方の実現に向けた取り組み
⑥ 「交通重点政策2021」の具現化に向けた取り組み
⑦ 交通政策基本法の

有効活用に向けた取り組み
2 調査活動の
充実・強化に向けて

コロナ禍により社会活動や経済活動のあり方そのものが変容しようとする中、私たちの働く環境も大きく変化することが想定されます。このような社会環境・労働環境に対応するため幅広く組合員の意見集約を行う調査活動の充実・強化が求められています。

よって、今後もJR連合賃金実態調査をはじめ、JR連合及び連合の実施する各種調査に積極的に協力し、JR四国労組運動に反映させるよう努めるとともに、各種調査の回収率の向上に努めます。

1 教育活動について

JR四国労組運動をさらに継承・発展させていくため、各級機関における教育活動のバックアップなど魅力ある教育活動に取り組めます。なお今後の主な行事予定は次のとおりです。

- ① 青年女性組合員（入社6年目以降）を対象とした「ユースコース」
- ② 管理者組合員を対象とした「特設コース」（管理者セミナー）

2 広報活動について

「JR四国労組新聞」については、引き続き、各種会議や行事の内容及び各級機関の活動など、組合員に密着した親しみやすい紙面づくりに重点を置いて取り組めます。また、「JR四国労組ニュース」や「自動車支部ニュース」もタイムリーでわかりやすい内容として発行するともに、ホームページ及びLINE公式アカウントなどSNSによる迅速な情報発信にも努めます。

式アカウンタなどSNSによる迅速な情報発信にも努めます。

ボランティア活動の 取り組みについて

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした「鉄道版交通安全教室」の開催に向け青年女性会議を中心に活動するともに、多くの組合員が参加できる身近な活動として実施している「プルタブ回収」を継続して取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染症の状況等にもよりますが、香川県三豊市の栗島「城ノ山」登山道において除草・樹木伐採等を行うとともに、オイスカ四国支部が主催する活動にも参加し、地域貢献活動に協力します。

政治・共闘の 取り組みについて

1 政治関係について

(1) 政治活動について
JR四国労組「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」のメンバーと連携し、総合交通政策の実現や、具体的な課題の解決に向けて政治活動を展開します。

(2) 第26回参議院議員選挙の取り組みについて
2022年7月に予定されている第26回参議院議員選挙では、勤労者・生活者本位の政治を実現するために、選挙区及び比例区において、連合・JR連合が推薦する候補者の必勝に向けた闘いを展開しなければなりません。

選挙区選挙では、各県協からの推薦候補者を重点候補として選挙戦に臨み、比例区選挙については、JR連合からの支援要請に基づき、必勝に向けて運動を展開していくこととします。

点候補として選挙戦に臨み、比例区選挙については、JR連合からの支援要請に基づき、必勝に向けて運動を展開していくこととします。

2 共同関係について

(1) 連合・交通労協
連合四国ブロック・四国交通労協の提唱する国民運動等の諸行動に積極的に参加することを通じて、JR連合運動を地域に浸透させる取り組みを行います。

(2) JR連合四国地協
JR連合四国地協は、連合四国ブロック及び四国交通労協に対し、JR連合の窓口としてJR連合運動への理解や信頼を高めることに努めます。

(3) JR四国グループ労働組合連合会
グループ労働組合員の労働条件改善という目的達成に向け、JR四国連合がJR四国グループ組合員全体にとって真にその役割を果たしていくため、組織活動・政策活動の両面から今後の活動を展開します。

(4) 「四国若者増収キャンペーン」等の取り組みについて
コロナ禍の現下、会社施策に準じて、運輸収入確保に向けた「四国再発見増収キャンペーン」及びグループ会社の収入確保に向けた「利用促進キャンペーン」に取り組むこととします。

「レクリエーション・サークル活動について」
昨年8月に開催した「サークル協議会運営委員会」で確認されたとおり、組合員とその家族が参加しやすいレクリエーションを計画・開催することとします。

「福祉・共済事業活動の取り組みについて」
交通共済は、JR産業界における唯一の厚生労働省が認可する職域生協として、JRとそのグループ・関連企業で働く組合員・家族の福利厚生の一環として、各種共済事業を行うことで、JR四国労組も加勢組合としてその運営に大きく関わっています。

また、近年は大規模自然災害が毎年のように発生し、組合員や鉄道施設・設備が被災するケースが増加している事を念頭に置き、これまで以上に交通共済との連携を強化して共済事業の充実を図ることとします。

また、この間の多様化する販売チャンネルとの競合や組合員の高齢化による退会など、さらなる経営改善が求められる中、昨年6月に開催された交通共済第122回通常総代会において、交通共済は2023年7月に「こくみん共済coop」への契約移転、制度一本化などの方針が確認されました。

JR四国労組は、交通共済から「こくみん共済coop」への事業移管の推移を確認していくとともに、組合員と家族の福祉の充実のため、交通共済を支える中心組織として一層の加入拡大に努め、組合員の理解を得ながら健全経営の推進に取り組むなど、共済活動の充実を目指します。

点から、連合・交通労協国際連輸労連（ITF）等の主催する諸活動及びJR連合の主催する国際交流、連帯活動に可能な限り参加するとともに、国内においても単組間交流をはじめ、地域社会活動等に積極的に取り組むこととします。

JR四国グループ労働組合連合会 「第27回定期大会」開催！

昨年12月17日（金）、夕風の湯HOTEL「花樹海」において、「JR四国グループ労働組合連合会第27回定期大会」を開催した。

冒頭挨拶に立った大谷会長は、日々の取り組みに謝辞を述べるとともに、「苦しい時こそ、加盟組合が一丸となり、加盟組合が丸ごと、健全な発展と魅力ある職場づくりに取り組む、労働組合の存在意義を示そう」と述べた。

その後、新役員及び大会宣言を採択し、最

「国内外労働者との連帯活動について」
国内外労働者との交流・連帯を通じ、広範な知識の習得と視野を深める観

「交通労協が「悪質クレーム（迷惑行為）」アンケート調査の結果を発表！」
交通労協は、昨年5月から8月にかけて実施した「悪質クレーム（迷惑行為）」アンケート調査の結果について、12月10日（金）に記者発表しました。

「悪質クレーム（迷惑行為）」アンケート調査の結果を発表！

調査には交通労協全体で20,908名（うちJR連合は4,017名）が回答。

直近2年以内で、回答者の約46%が利用者

「第6回本部執行委員会開催」
1月7日（金）13時30分よりホテルアネシス瀬戸大橋にて「第6回本部執行委員会」が開催された。

「第28回レディーズミーティング開催！」
昨年12月15日（水）サンポートホール高松にて、「第28回レディーズミーティング」を開催し四国各地から20名の女性組合員、準組合員が参加した。

第28回レディーズミーティング開催！

職種や勤務地も様々で交流する機会が少な

「第28回レディーズミーティング開催！」

「第6回本部執行委員会開催」

等からの暴言や威嚇・脅迫、暴力行為等の迷惑行為の被害にあったことなどが判明し、従事する労働者に大きなストレスを与える事実が生じている現状が浮き彫りとなった。

「悪質クレーム（迷惑行為）」アンケート調査の結果を発表！

調査にはJR四国労組からも多数回答しており、ご協力いただいた組合員に対し厚く御礼申し上げます。

調査結果については交通労協ホームページ（http://www.kounin-t.jp/）にて閲覧が可能です。

「第6回本部執行委員会開催」

「第28回レディーズミーティング開催！」

第28回レディーズミーティング開催！

職種や勤務地も様々で交流する機会が少な

「第28回レディーズミーティング開催！」

「第6回本部執行委員会開催」

